

小樽しりべしシニアネット会則

(名称)

第 1 条 この組織は、小樽しりべしシニアネット（以下「本会」）と称し略称「OSS」とする。

(所在地)

第 2 条 本会の事務所は会長宅に置く。

(本会の目的)

第 3 条 本会は、シニア世代がパソコン、インターネット等の情報通信技術を相互に学び合うことによりその成果の活用を図り、地域社会の活性化に貢献することと併せ、シニア相互のコミュニケーションを図り、支え合い、繋がり合うことによって、豊かで充実したシニアライフを実現することを目的とする。

(本会の事業)

第 4 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため次の部局を置く。

- (1) 事務局
- (2) 会員活動部
- (3) イベント部
- (4) サロン運営部

2. 第 3 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦、交流を図る活動及び行事の開催
- (2) パソコン学習会及び相談会等の開催
- (3) 会員の教養を高める行事や講座等の企画及び開催
- (4) 社会貢献活動への参加
- (5) 他のシニアネットとの交流及び連帯
- (6) 自治体または関係機関との連帯及び行事参加
- (7) その他、本会の目的達成に必要と認められる事項

(運営経費)

第 5 条 本会の運営は、会員の会費、寄付金（品）、助成金その他の収入をもって充てる。

- (2) 本会の資産は会長が管理する。

(会 員)

第 6 条 本会の会員は次のとおりとする。

(1) 正会員

本会の目的に賛同する者で次の各号に該当し、概ね50歳以上のシニアとする。
ただし、シニアの心得のある者は年齢を問わない。

- ① 小樽市及び後志市町村に居住または過去居住し、もしくは将来居住する予定の個人
- ② 小樽市及び後志市町村にゆかりのある個人、及び本会の目的に賛同する個人で理事会が承認した者。

(2) 賛助会員

本会の目的に賛同し、その事業を支援する個人、法人及び団体とし、理事会で承認された者とする。

(3) 友好会員

NPO法人札幌シニアネットの会員及び羊蹄シニアネットの会員で、会長が入会を認めた者とし、原則として当会の会員活動に参加することができるものとする。

(入 会)

第 7 条 入会を希望する個人、法人または団体は、別に定める入会届けの記載事項等に不備がなく、所定の会費納入が確認された後、会長は入会を許可するものとする。

- (2) 入会を希望する者は、本会のネットワーク環境を良く理解し、ウイルス防御ソフト等、セキュリティ対策に万全を期し、パソコンネットワークの秩序維持に努めるものとする。
- (3) 入会を希望する者は、本会が「個人の宗教、政治活動、営利活動」などで本会や会員を利用する行為を禁止している趣旨を理解し、これらの誤解を招かぬよう適切な会員活動を行うものとする。

(自己責任)

第 8 条 本会が実施する行事等に参加する者は、全て自分の意志により参加するものとし、行事等に起因する全ての責任は、参加した個人が負担し、本会としては負担しない。

- (2) 個人のプライバシー保護についてもそれぞれ自身で保全に万全を期すことに心掛け、必要な処置を講ずるものとする。

(会費)

第9条 正会員及び賛助会員は、下記の基準による会費を納入しなければならない。また、既納の会費、その他抛出した金品等は返還しない。

- (1) 正会員の会費 年間 3,000 円とし、10月1日から12月31日までに入会した者は、初年度のその間の会費を免除する。
- (2) 賛助会員の年会費 年間 1口 3,000 円とし、1口以上10口以内とする。
- (3) 友好会員の会費 別に定める場合のほか無料とする。
- (4) 年会費の納期 年会費の納期は、12月1日から12月25日までとする。

(退会)

第10条 会員が次の各号に該当するときは退会として処理する。

- (1) 退会届を提出し、会長が承認したとき。
- (2) 年会費の納入期限を超過し、一週間以上滞納したとき。

(懲戒)

第11条 会員が次の各号のひとつに該当したとき会長は、理事会の決議により嚴重注意、メーリングリストの停止、退会勧告及び除名等の懲戒処分を行うことができる。
この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、またはこの会の会則に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) 故意、または重大な過失により本会に金銭的損害を与えたとき。
- (4) 誹謗、中傷などにより、会員個人の尊厳を侵害した行為と理事会が認めたとき。

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 運営委員 理事及びクラブの代表者
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第13条 本会の役員は総会出席会員の互選により選出する。ただし委任状を提出した会員は出席会員とみなすものとする。また、会長、副会長、理事は監事を兼任することができない。

(役員の職務)

第14条 本会の役員は下記によるほか、運営規則等に定める職務を分担し執行する。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し執行する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を組織し、会長を補佐するとともに本会会務を運営する。
- (4) 運営委員は、運営委員会を組織し、会員活動全般の運営にあたる。
- (5) 監事は、本会の業務及び財産に関し監査を行う。

(責任免責)

第15条 本会役員は、本会の通常業務の任務遂行上発生した事故等についての責任は免責されるものとする。ただし、明白な法律違反、故意または重大な過失による本会目的に反する行為についてはこの限りではない。

(役員の任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

- (2) 任期途中の役員辞任あるいは退会は、理事会の承認を得るものとする。ただし、止むを得ない事由による場合は、事後の承認とする。
- (3) 役員に欠員が生じたときの補充は、理事会の承認を得て会長が行い、その者の任期は前任者の残任期間とし、次の総会で承認を得るものとする。
- (4) 役員はその任期が満了した場合においても、後任の役員が就任するまでは、なお引き続きその職務を行うものとする。

(顧問、名誉会長及び相談役)

第17条 本会に顧問、名誉会長及び相談役を設ける。顧問、名誉会長及び相談役は理事会の意見を聞いて会長が委嘱し会長の諮問に応ずる。

(事務局)

第18条 本会に会務を処理するため事務局を設置し、事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。

- (2) 事務局長及び事務局次長は理事の中から会長が委嘱し、事務局員は会員の中から事務局長の推薦を経て会長が委嘱する。
- (3) 事務局長は、会長の指示を受け、事務局次長及び事務局員とともに会務を処理する。

(会議)

第19条 本会の会議は、総会、理事会、運営委員会とする。なお、会議の議事録は、原則としてOSSホームページに公開するものとする。

(総会)

第20条 総会は、会計年度終了後3カ月以内に開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に総会を開催することができる。総会の招集は会長がこれを行う。

- (2) 総会は、毎年度の事業計画、収入及び支出の予算、前年度の収支決算、役員選任、会則等の制定、改正等に関するほか、会長が特に必要と認められた事項を審議決定する。

(理事会)

第21条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、本会の必要あるときはその関係者に出席を求めることができる。

- (2) 理事会は、必要の都度会長が招集し、議長を務める。
- (3) 理事会は、総会の内容、運営に関する事、事業の企画、運営に関する事、その他必要と認められた事項を審議する。

(運営委員会)

第22条 運営委員会は、理事及びクラブ活動の代表者をもって構成し、本会の会員活動に関し、具体的に企画し実行する。

- (2) 運営委員会は、副会長が招集し、会議の議長を務める。

(クラブ活動)

第23条 会員は本会の事業を行うため、クラブを設けて別に定めるところにより、活動することができる。

(会議の議決)

第24条 総会の成立要件は、在籍会員の過半数の出席をもって成立し、会議での議決事項は出席会員の過半数の賛成をもって成立する。書面またはメールにより委任状を提出した者は、出席会員とみなす。

- (2) 理事会、運営委員会等の議決権は、出席委員の過半数をもって成立する。
- (3) 全ての会議において、議案の賛否が同数のときは、その会議の議長が決定する。

(役員報酬、交通費)

第25条 本会役員の報酬、各行事参加の交通費等については別に定める。

(伝達、報知)

第26条 本会における会議の招集は、OSSメーリングリストまたは当会のホームページにより報知する。また、会議で議決され会員に周知する必要がある事柄についても同様とする。

(会員の弔事)

第27条 会員が死亡したときは、本会として弔意を表すものとする。詳細については別に定める。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了する。

(補則)

第29条 この会則の実施に関し、必要な事項は別に細則で定める。

(附則)

- (1) この会則は平成15年2月1日より施行する。
- (2) 平成16年4月1日 一部を改正し(友好会員制度)同日施行した。
- (3) 平成17年4月1日 一部を改正し(自己責任参加及び役員の免責、会議の明文化など)同日より施行する。
- (4) 平成20年4月1日 一部を改正し(役員の任期、総会開催時期、会費の納期、準会員の設定)同日より施行する。
- (5) 平成21年7月3日 一部を改正し(会員の弔事)同日より施行する。
- (6) 平成22年4月1日 一部を改正し(会議、運営委員会、クラブ連絡会議などの改廃)同日より施行する。
- (7) 平成23年4月1日 一部を改正し(入会金、会費納入期限、会議、名誉会長)同日より施行する。
- (8) 平成24年4月1日 一部を改正し(所在地、会員、クラブ活動)同日より施行する。
- (9) 平成25年4月29日 一部を改正し(理事会)同日より施行する。
- (10) 平成28年4月24日 一部を改正し(本会の事業)同日より施行する。
- (11) 令和5年4月16日 一部を改正し(会費、総会、会計年度)同日より施行する。